

かほく市自主防災組織防災救命資機材購入補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、かほく市自主防災組織育成補助要綱（平成21年かほく市告示第32号）第3条に基づき結成された自主防災組織（以下「自主防災組織」という。）の育成及び地域における緊急な事態への体制の確立を図るため、自主防災組織による防災救命資機材（以下「資機材」という。）の購入に対し、予算の範囲内において交付するかほく市自主防災組織防災救命資機材購入補助金（以下「補助金」という。）に関し、かほく市補助金交付規則（平成16年かほく市規則第30号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の対象者及び交付要件)

第2条 補助金の交付の対象となるものは、自主防災組織とする。

2 同一団体に対する補助金は、各年度1回限りとする。

(補助の対象及び補助金の交付対象経費)

第3条 補助の対象となる資機材は、自動体外式除細動器（AED）とする。この場合において、1施設につき1台を補助の対象とする。

2 補助金の交付の対象となる経費は、自動体外式除細動器（AED）及びバッテリー、電極パッドその他の附属品の購入並びに取付けにかかる初回費用とする。ただし、個人が取り付ける場合は、取付けの初回費用は、補助金の交付の対象としない。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、前条第2項に規定する経費の額の合計額に3分の1を乗じて得た額とする。この場合において、当該補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

2 補助金の額は、100,000円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする自主防災組織の代表者は、あらかじめ、かほく市自主防災組織防災救命資機材購入補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条に規定する申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、かほく市自主防災組織防災救命資機材購入補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(完了届)

第7条 補助金の交付決定を受けた自主防災組織は、当該資機材の設置が完了したときは、完了後15日以内に、防災救命資機材設置完了届（様式第3号）に必要な書類を添付して市長に届け出なければならない。

（補助金の確定）

第8条 市長は、前条の規定による届出があった場合は、その内容を審査し、必要に応じて調査等を行い、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかにかほく市自主防災組織防災救命資機材購入補助金確定通知書（様式第4号）により自主防災組織の代表者に通知するものとする。

2 市長は、前項に規定する審査に当たり、必要があるときは、設置された資機材の検査を実施する。

（補助金の請求）

第9条 自主防災組織は、前条第1項の規定による補助金の額の確定通知を受けた後、かほく市自主防災組織防災救命資機材購入補助金請求書（様式第5号）により、市長に請求するものとする。

（資機材の管理）

第10条 この告示により設置した資機材を管理する自主防災組織は、当該資機材を常に良好な状態で管理し、及び使用しなければならない。

2 資機材の維持管理に要する費用は、自主防災組織の負担とする。

（設置の表示及び公開）

第11条 自主防災組織は、この告示により資機材を設置した場合は、施設の主な出入口にその設置の表示をしなければならない。

2 市は、資機材の設置場所及び設置台数を市のホームページ等により公開するものとする。

（補助金の返還）

第12条 市長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたと認めるときは、交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

（その他）

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。